

骨太の方針・成長戦略でのデジタル教科書・教材関係の記載等について

1. 骨太の方針での記載

【経済財政運営と改革の基本方針 2020(令和2年7月 17 日閣議決定)抄】

第3章 「新たな日常」の実現

1. 「新たな日常」構築の原動力となるデジタル化への集中投資・実装とその環境整備(デジタルニューディール)

(3) 新しい働き方・暮らし方

③ 教育・医療等のオンライン化

(略) 高校・大学の遠隔教育について、単位上限ルール等の見直しを検討する。また、義務教育段階の遠隔教育やデジタル教科書・教材の整備・活用を促進するとともに、デジタル教科書が使用できる授業時数の基準の緩和を検討する。(略)

3. 「人」・イノベーションへの投資の強化 — 「新たな日常」を支える生産性向上

(1) 課題設定・解決力や創造力のある人材の育成

① 初等中等教育改革等

学校の臨時休業等の緊急時においても、安全・安心な教育環境を確保しつつ、全ての子どもたちの学びを保障するため、少人数によるきめ細かな指導体制の計画的な整備やICTの活用など、新しい時代の学びの環境の整備について関係者間で丁寧検討する。デジタル教科書・教材・コンテンツの開発・活用、外部人材の拡充・ネットワーク化等を通じ、国・地方が一体となってGIGAスクール構想を加速し、児童生徒1人1台端末、必要な通信環境の整備、効果的な遠隔・オンライン教育を早期に実現する。教師のICT活用指導力の伸長、ICT活用方法等の支援、学習成果重視への評価の転換、ICTの活用等を含めた特別支援教育、いじめ・不登校への対応、全ての児童生徒に対する個別最適化された学習計画の作成、教育データの標準化・利活用を進める。(略)

2. 成長戦略における記載

【成長戦略実行計画(令和2年7月 17 日閣議決定)抄】

第9章 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえた対応

1. これまでの対応

(3) 強靱な経済構造の構築

② テレワーク、遠隔教育など ICT 等による非接触・遠隔サービスの活用

(b) オンライン教育・オーダーメイド型教育(ギガスクール)

昨年 12 月に閣議決定した経済対策で、全ての小学生・中学生に一人一台の IT 端末をそろえることとしたが、これに併せて、ソフト面の改革が不可欠である。一人一台端末の前倒し実現と併せ、教育内容、コンテンツ、ソフト面の見直しも進めるとともに、多様な人材を育てていく。あわせて、データ流通社会の基盤として、SINET の積極的活用を図る。具体的には、(略)

iv) 学習者用デジタル教科書の使用については、現行制度(学校教育法施行規則に基づく告示)上、各教科の授業時数の2分の1未満との基準があるが、1人1台端末環境の整備

も踏まえ、総授業時数の2分の1未満とするなどの見直しを図る。

【成長戦略フォローアップ(令和2年7月17日閣議決定)抄】

1. 新しい働き方の定着

(2)新たに講ずべき具体的施策

xi)初等中等教育段階における Society5.0 時代に向けた人材育成

- ・児童生徒1人1台環境の実現に向けた整備促進と併せて、デジタル教科書の活用を促進するとともに、今後の在り方等について、学びの充実の観点から、その効果・影響等について検証しつつ、見直しを行う。具体的には、各教科等の授業時数の2分の1に満たないと現行規定の見直しを含めた検討に今年度着手し、2021年度中に結論を得る。

(参考)授業時数の基準について

骨太の方針・成長戦略において記載されている授業時数の基準については、学習者用デジタル教科書の導入を段階的に進めるため、まずは、紙の教科書を主として用いることを明確にすべく、告示において規定されたもの。

なお、紙の教科書を使用して学習することが困難な児童生徒については、当該児童生徒の学習及び健康の状況の把握に特に意を用いながら、教育課程の全部において学習者用デジタル教科書を使用することが可能となっている。

(関連規定)

●文部科学省告示第二百三十七号

第一条 学校教育法第三十四条第二項(同法第四十九条、第四十九条の八、第六十二条、第七十条第一項及び第八十二条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)に基づき、同法第三十四条第一項(同法第四十九条、第四十九条の八、第六十二条、第七十条第一項及び第八十二条において準用する場合を含む。)に規定する教科用図書(以下この条及び次条において「教科用図書」という。)に代えて同法第三十四条第二項に規定する教材(以下「教科用図書代替教材」という。)を使用するに当たっては、次の各号に掲げる基準を満たすように行わなければならない。

- 一 教科用図書を使用する授業と教科用図書に代えて教科用図書代替教材を使用する授業を適切に組み合わせた教育課程を編成すること。また、当該教育課程において教科用図書に代えて教科用図書代替教材を使用する授業の授業時数が、各学年における各教科及び特別の教科である道徳のそれぞれの授業時数の二分の一に満たないこと。

二・三 (略)